

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定によって、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によって、当該業者の免許を取り消す。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

商号又は名称	代表者氏名	宅地建物取引業者名簿に登載されている事務所の所在地
土井土地建物事務所	土井 澄子	広島市西区古江新町一番二四号二〇一
株式会社ユーワークコーポレーション	倉迫 一則	広島市南区堀越三丁目一三番四一 号
株式会社ヒカリエール広島	中川 笑子	広島市佐伯区海老園一丁目一〇番 三号
Lit Home	栗田 康平	広島市東区二葉の里三丁目五番七号 GRANODE広島三F